

社会的な責任を問われる仕事としての建設コンサルタント

福田 茲 久*

1. 発注・契約方式および報酬

最近の公共投資の伸びは著しく、関連する工事規模も大きくなり高度化しつつある。これらの現状のなかで、建設コンサルタントの需要は飛躍的に伸びているのに反し、契約方式・報酬等の面では未解決の問題を多く残している。

発注者と建設コンサルタントとの契約方法は、機会均等主義に基づく指命競争入札か、随意契約による方法が一般的である。このうちの指命競争入札は、指命さえ受ければ、調査・計画・設計および施工管理まで一貫した業務体制の整ったコンサルタントから、設計製図を主体とする設計事務所的なものや、未登録業者に至るまで同一の条件で入札に参加できる。そして、契約は最低価格で落札した業者と締結するため、ときには「談合」などの不正競争入札の行なわれる可能性がある。これらの場合、適正な業務が阻害され報告書および設計に精度の高いすぐれた内容を期待できないだけでなく、コンサルタントの質の低下をきたし、健全なる育成にも役立たないことになる。この業務のあり方を技術士法の「科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画・研究・設計・分析・試験・評価またはこれに関する指導を行なうもの」とする技術サービスの提供であるとすると、委託費の見積りは必ずしも同一ではなくなる。すなわち、その業種に精通する度合とか、技術経験・能力により差があるため、競争による最低価格で落札した業者に仕事を依頼するよりも、随意契約によるものが原則となるからである。昭和34年1月の建設事務次官通達「土木事業に係る設計事務等を委託する場合の契約方式等について」にも、委託契約を締結する方法は随意契約によるものを理想としている。これによると、相手方を1社に指定するか、または2社以上から見積書を提出させて決定するもので、競争入札では満たすことのできない信用・技術・経験など、相手方の能力を熟知のうえで選定できる利点がある。このため、発注者側は、特記仕様書や示方書および指針どおりに設計してあって、所定の設計条件を満足するのみでなく、内容において安

全性・経済性・現地の配慮のある成果品を得ることができ。しかし、随意契約もその運用を誤ると業者の選定が恣意的となり、固定化したり情実に左右されやすくなり、公平な契約の場を失う危険性がある。このため、現在コンサルタントの任意登録制を義務制にしたり、選考基準の作成や選考委員会の設置などにより、その公正をきさなければならなくなっている。

土木学会編「土木年鑑 1971」によると、昭和43年度の業務契約は、随意契約によるものが64%である。また、昭和44年の資料では52.5%であり、このうち都道府県関係が32%とかなり低く、年々減少の傾向にある。ここでは、コンサルタントの理想とする契約方法に逆行するような現象がみられるが、これは乱立する業界の過当競争によるものか、「とくに指命競争入札に付することが不利とみられる場合」の基準に適合するコンサルタントが選定できないのか、案外これらの原因のなかに建設コンサルタントの今日の問題点があるのではないかと考えられる。次に、随意契約の目的について述べる。この契約の利点は、適正な委託料で良い仕事をしてもらうことであるが、この委託料の合理的な評価は全体工事費を対象にして判断されるべきで、その額は請負工事費の数パーセントにすぎない。しかし、占める実質的なウエイトは大きく、設計の良し悪しが非常に大きく工事費に影響することなどを考えると、見積りの低いものが必ずしも経済的とはいえない。

委託料の積算方式は、上述の次官通達により直接人件費・諸経費と技術経費の三者からなる定額積算方式を採用している。これは、実際の作業に要した技術者の直接人件費を基準としてこれに諸経費・技術経費を加えて積算される実費積算の性格が強い。このため、工種によっては歩掛りのわからないものがあり、契約にあたってそのつど作成しなければならないが、これは非常に困難な仕事であって、類似の業種などを参考にしているが、実情はコンサルタントの見積りを、ほとんどそのまま信用する例が多い。

コンサルタントの歴史の浅いわが国では、頭腦的な仕事を適正に評価したり、無形の考えることに対して報酬を支払うという習慣に欠けているため、解析業務などの見積りの合理的評価は非常に苦手である。高度の専門的

* 正会員 広島県土木建築部道路建設課 橋梁係長

な知識と技術的経験を有するものと、これらの知識が乏しいコンサルタントでは、技術経費の価値が異なるはずである。なお、技術経費とは、コンサルタントの平素の技術的能力の高度化に要する経費などのことで、技術研究費および技術報酬から成り立っている。しかし、コンサルタントの現状は、時間に追われて体力を酷使し、設計請負業的な作業に終始しているため、技術的レベルの向上には時間的・精神的な余裕がない。このため、技術能力の高度化に対する研さんが怠たられているのではあるまいか。発注者と受注者の間柄は相互信頼の関係であって、これが成り立つためにはコンサルタントの平素の技術的能力の高度化に対する発注者側の尊敬の気持が必要であろう。

2. 業務内容および責任の限界

建設コンサルト会報(1971-7, 8)によると、昭和44年度の業務実績は、建設省が2506件で1件あたりの請負平均額は約140万円、都道府県が7639件で件数において圧倒的に多いが1件あたり100万円程度にすぎない。このため、一貫した業務発注にほど遠く、ほとんどが技術者の不足をカバーするためのものであって、発注者側で基本事項を決定し、コンサルタントはただ細部について仕様書や示方書どおりに設計することが多く、場合によっては比較設計も省略して、ただちに実施設計に着手することもある。また、予備設計から入るような橋梁設計や大規模な路線計画、河川計画などの高度な専門知識と経験を必要とする場合は、一貫した業務発注の形態をとるのが理想である。しかし、計画は発注者側で行ない基本調査と予備設計、そして実施設計を別個に発注する部分発注的な委託形式が通例である。したがって、基本的な事項や設計諸元は、すべて発注者側の作成した詳細な特記仕様書のもとに設計が行なわれるもので、コンサルタント的な判断の入る余地はほとんどない。また、施工管理についても、現行の行政機構では技術職員の不足を補うための臨時職員的な管理補助の性格の範囲を出ないのではないかと考えられる。このため、建設コンサルタントの業務を発注者のあくまで補助的存在であるとすれば、設計あるいは施工管理に対する道義的な間接責任はあっても、直接の責任はないと思われる。しかし、建設コンサルタントが補助的仕事でなくて調査から設計、そして施工管理と一貫した業務体制を確立するためには責任の分担をまねがれ得まい。

次に、手戻りの問題について述べる。通常、この問題に関して、受注者側からよく聞くことは次のとおりである。「仕様書が不明確である、監督員の指示によるといった抽象的な表現が多く、最終の設計書と仕様書の間に

直接関係がないものが見受けられる」、「このため、指示による変更がないよう内部の設計諸条件に対する統一をはかって欲しい」、「なお、やむを得ず変更するときは、契約変更を認めること、また地元との協議や上級官庁との連絡協議が整わない場合、比較設計・予備設計が終わり実施設計に移るまでの検討時間が長いために起こる時間のロス、打合せ不十分による手戻り」などを認めてほしい、等々である。しかし、発注者は業務の内容を変更したり一時中止することに対して、受注者が損害を受けた場合は賠償の義務があり、設計の途中でであっても仕様書の内容の変更などによる手戻りについては、その成果の検証ができれば契約の変更は可能であろう。なお、中間報告の段階での両者協議による変更は設計の一部とみるべきで、一般的には契約変更の対象にはならないように思われる。

これに対して、発注者側からみた場合の意見としては「測量のミス」、「数量計算書・図面のミス」、「共通仕様書の理解不足」、「現地への適合性および経済的条件の欠くもの」、「契約期間の不履行」、「契約上における主任技術者と業務を担当する主任技術者の不一致」などがある。設計上の問題点として設計によるミスが一番多く、次に工事に支障を与えたもの、期限の遅延、現地調査の不十分の順になっている。手戻りの問題は、受注者のみならず発注者にとっても損失であるので、設計着手前に十分協議し、緊密な連絡をとり、相互信頼のもとに円滑な設計業務を進めねばなるまい。また、設計にあたっては、現地をよく把握し、地形などの条件、その他の工事との関連および技術的・経済的条件などを考慮して現地に合致する設計をしなければならない。しかし、最近の建設コンサルタントエンジニアは学校を卒業してすぐ入社したような若い年代の人々が多く、理論的にはかなり優秀であってもデスクワークに忙殺されているため、現場経験の機会が少なく、ペーパーエンジニアの弊害におちいる傾向がある。

しかし、土木技術は経験の科学であって、自然を対象とした社会環境や産業基盤の整備を主目的とする工学である。このなかには多くの不確定要素があって、それぞれの問題に対処できる応用能力が要求されるため、単にデスクワークでは解決されない諸問題を包含している。このため、われわれがコンサルタントエンジニアと協議して痛切に感ずることは、相対的に実地経験の不足が目につくことである。一つの例であるが、橋梁の設計を外注したところ、上部工は技術経験も豊富で満足ゆく成果品を得たが、下部工については施工経験に乏しいため現地に適合せず、1か月あまり工事を中止しなければならなかった例や、河川堤外地での橋脚の架設足場が現地に適合しないため施工業者から工法の変更の申し入れがあ

り再設計したことなどをあけることができる。しかし、最近の建設コンサルタントの施工管理部門への進出現象は、施工技術と経験を体得できる機会をもたれるよいチャンスでもあるので、これを設計面に還元できるという面でもとらえると、大変喜ばしいことである。

3. 発注者からの問題提起

現在、建設コンサルタントの数は非常に多く、昭和46年2月末現在で専業コンサルタント数は474社である。それに加えて、年々50~60社ずつふえており、45年から46年の1か年間には71社もふえている。これらの中には、設計・製図を主体とするものから、調査・設計および施工管理と一貫した業務を遂行できるオーバーオールワーク的な建設コンサルタントがあり、また、技術能力・経験についても千差万別で、発注者側からみると業者の選定が非常にむづかしく公正を欠く場合がある。このため、建設業の専門業者や総合業者のように、業種別分類や技術能力・経験、あるいは客観的事項により総合数値を算出して格づけを実施すれば便利であろう。

建設コンサルタントの仕事のほとんどが公共事業を対象としている。そのため、従来の発注者側の技術職員の不足を補うための設計補助的立場から、一貫した業務発注のみられる最近の作業形態とでは、社会的な責任も違ってきている。たとえば、設計にかしがあり、構造物の減失、き損、人身・財物に損害を与えた場合、受注者の責任の限界と範囲について、道義的責任のみでは解決できず、責任体制の確立が望まれるところである。

次に、コンサルタント倫理について述べる。コンサルタントは発注者の誠実な代理者で、利益擁護の立場にたち、自己の利益のためのみに働いたり、秘密を洩すべきではない。とくに橋梁設計では、橋梁メーカーにとっ

て、情報の確保が営業活動において優位にたつといわれている。もし、秘密の保持や中立の原則が守られないのなら、ターンキーコントラクトのような設計・施工を含めた一括発注の制度がとられてもよくなる。たとえば、最近大手の施工業者は限られた請負金額のなかで最大の利潤をあげるため、すぐれた人材と研究機関を擁し、新しい土木技術の開発に努め、施工に直結した高度な専門的知識と経験を有するため、施工経験の乏しいコンサルタントよりは、この種の一括発注のほうが有利な場合があるが、これでは施工業者の商業ペースになり、発注者の利益が失われる危険性がある。なかには、建設会社や橋梁メーカーが出資したり、出向社員の見受けられるコンサルタントがあるが、設計と施工の分離の原則をくずすことになり、健全な発展と育成にとって望ましい姿ではあるまい。

手戻り問題については、いまだに発注者の片務的色彩が強いという非難の声があるが、契約上はあくまで双務的であるにもかかわらず、なにゆえにこのような苦情がでるのであろうか。発注者の権力的性格に対して、歴史の浅いコンサルタントが営業サービスのな面から従属的立場を甘受しているのではないかと考えられる。発注者と受注者の間柄は従属関係でなく相互信頼であるが、技術レベルの低い場合、信頼感は生れてこない。このため、コンサルタントは学会や専門誌に機会あるごとに彼らの研究成果を発表して発注者の信頼に答える技術レベルの向上に努力すべきであろう。

この文章をまとめるにあたり、二、三の建設コンサルタントの幹部の方に当面する諸問題について意見を聞く機会を持った。そして、この業務に対する社会的責務の認識や、新しい技術の開発・研究に大変意欲を燃やしておられることをうかがい知ることができた。

会誌記事訂正のご案内

下記のとおり、まちがいがありましたので訂正させていただきます。

巻号	ページ	行	誤	正
57-4	50	表-1, 掘進延長欄下2	759	3 007.3
57-4	54	文章最下段		右欄最下段を左欄最下段へ移す。
57-4	57	左, 上から1	“21世紀初頭における“日本……	“21世紀初頭における日本……
57-5	全偶数頁	右 下	土木学会誌・56-4	土木学会誌・57-5
57-5	構造物シリーズその4各頁の97~104を, 87~94頁に変える。			